

いじめ防止基本方針

猪名川町立つつじが丘小学校

1. 学校の方針

本方針は、**児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念**に基づき、猪名川町立つつじが丘小学校の全ての児童の最善の利益を実現するために、「いじめ問題」を根絶することを目的に定めるものである。

2. 基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、「いじめを生まない学校づくり」に全職員が一丸となって取り組む。

3. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導担当、該当担任、養護教諭、その他、SC や SSW からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（**いじめ対策委員会**）を設置する。

※必要に応じて外部専門家の参加を求める。

4. いじめの未然防止のための取り組み

- ①すべての教育活動を通じた**人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実**を図り、児童の人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ②児童一人ひとりが達成感・成就感をもてる「**わかって楽しい**」授業の実践に努める。
- ③日々の授業を通して、児童の自己有用感・自己肯定感を高める。
- ④**児童一人ひとりがいじめ問題について考え、議論する等いじめ防止のための教育活動**を行う。
- ⑤**インターネット上のいじめを防止**するために、情報モラルについての授業や講演会を実施することで、児童及び保護者への啓発を図る。
- ⑥児童に対して**定期的なアンケートや必要に応じた個別の面談を実施**するなど、組織的に児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑦子どもの内面理解に努めるとともに、**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの教育相談の充実**を図る。
- ⑧いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

5. いじめの早期発見のための取り組み

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」「いじめは絶対に許されないことである。」との認識のもと、全職員が児童の様子を見守り、小さな変化を見逃さないようにす

る。

- ②定期的な学校生活アンケートや L-Gate による健康観察、必要に応じた個別面談を活用し、実態の把握に努める。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめる。
- ④児童からの相談に対して、教職員が迅速に対応することを徹底する。

6. いじめの事案対処のための取り組み

- ①いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、いじめ対策委員会を開き、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応をとる。
- ②いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心とし、学校長以下、全ての教職員の共通理解を図り、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ③被害児童に対して本人や保護者の事情や心情を丁寧に聞き取り、継続的なケアを行う。
- ④加害児童に対して本人や保護者から事情や心情を丁寧に聞き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導及び支援を行う。
- ⑤いじめの事案対処については、教職員全員の共通理解と協働、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、保護者の協力、関係機関・相談機関との連携の下で取り組む。
- ⑥いじめが解消している状態（①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないということ）に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察する。
- ⑦インターネット上に不適切な書き込みを発見した場合は、被害の拡大を防ぐための措置を迅速に講じる。
- ⑧重大事案が発生した場合には、猪名川町いじめ防止基本方針にもとづき対処する。

7. 家庭や地域と連携した取り組み

- ①いじめ問題が起きたときは家庭や学校運営協議会をはじめとする地域住民等との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係について情報を集めて指導に生かす。
- ②継続的な指導や支援を組織的に行う。

いじめ対応組織図

